

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A

第一表 (平成二十八年分以降用)

住所 (又は居所)	〒	個人番号		
		フリガナ	シ ョ フ チ イ チ ロ ウ	
平成29年 1月1日 の住所		氏名	ジ ョ ブ 一 郎	
		性別	世帯主の氏名	世帯主との続柄
		(男) 女	生年月日	電話番号 自宅・勤務先・携帯

整理番号		翌年以降送付不要	<input type="checkbox"/>
------	--	----------	--------------------------

収入金額等	給与	ア							
	雑	公的年金等	イ						
		その他	ウ		2	0	0	0	0
	配当一時	エ							
所得金額	給与	区分	①						
	雑	②		9	0	0	0	0	0
	配当一時	③							
	合計	(①+②+③+④)	⑤		9	0	0	0	0
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥							
	小規模企業共済等掛金控除	⑦							
	生命保険料控除	⑧							
	地震保険料控除	⑨							
	寡婦、寡夫控除	⑩					0	0	0
	勤労学生、障害者控除	⑪					0	0	0
	配偶者(特別)控除	区分	⑫				0	0	0
	扶養控除	⑭					0	0	0
	基礎控除	⑮			3	8	0	0	0
	⑥から⑮までの計	⑯			3	8	0	0	0
	雑損控除	⑰							
	医療費控除	⑱							
寄附金控除	⑲								
合計	(⑯+⑰+⑱+⑲)	⑳		3	8	0	0	0	

税金の計算	課税される所得金額	⑰		5	2	0	0	0	0
	上の⑰に対する税額	⑱		2	6	0	0	0	0
	配当控除	⑳							
	(特定増改築等)区分	㉑							
	住宅借入金等特別控除	㉒							
	政党等寄附金等特別控除	㉓							
	住宅耐震改修特別控除	区分	㉔						
	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	区分	㉕						
	差引所得税額	(㉑-㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖		2	6	0	0	0
	災害減免額	㉗							
再差引所得税額	(基準所得税額)	㉘		2	6	0	0	0	
復興特別所得税額	(㉘×2.1%)	㉙				5	4	6	
所得税及び復興特別所得税の額	(㉘+㉙)	㉚		2	6	5	4	6	
外国税額控除	区分	㉛							
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉜								
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	還付される税金	㉝		2	6	5	0	0	
延納の届出	申告期限までに納付する金額	㉞						0	
延納届出額	㉟							0	

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士署名押印 (印)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

還付される税金の所	銀行・金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
口座番号	記号番号	

整理欄	区分	A B C D E F G H I J K
異動	年 月 日	L
管理	通信日付印	年 月 日
補完納管	事績 住民 検算	確認 一連番号

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 フリガナ 氏名 ジョフチ仔ヨ ジョブ 一郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等

住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所. 給与・公的年金等に係る所得以外... 配当に関する住民税の特例. 寄附金税額控除. 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns: 社会保険の種類, 支払保険料, 掛金の種類, 支払掛金. ⑧ 新生命保険料の計, 旧生命保険料の計. ⑨ 地震保険料の計, 旧長期損害保険料の計. ⑩ 寡婦(寡夫)控除, 勤労学生控除. ⑪ 障害者控除. ⑫ 配偶者の氏名, 生年月日, 配偶者控除. ⑬ 扶養控除. ⑭ 扶養控除額の合計. ⑰ 雑損控除. ⑱ 医療費控除. ⑲ 寄附金控除

特例適用条文等

第二表 (平成二十八年分以降用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類を紙などに貼ってください。

所得の内訳書 （書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでください。）

住所 _____

氏名 ジョブ 一郎

(平成28年分)

提出用

所得の種類	種目	所得の生ずる場所 又は給与などの支払者の 住所・所在地、氏名・名称、電話番号	所得の基 となる資産の 数 量	収入金額 <small>（所得税及び復興特別 所得税の差し引かれる 前の収入金額）</small>	所得税及び 復興特別所得税 の源泉徴収税額	支払確定年月 又は支払 を受けた年月
雑所得 その他		(電話)		円内 円 1,000,000		年 月
雑所得 その他		(電話)		1,000,000		
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
	総合計	(電話)		2,000,000		

源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面又は添付書類台紙に貼ってください。

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(平成 28 年分)

氏 名 ジョブ 一郎

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総 収 入 金 額 ①	①	円
	特例適用前の必要経費の額 ②	②	
雑所得	総 収 入 金 額 (公的年金等に係るものを) 除きます。 ③	③	2,000,000
	給 与 所 得 の 収 入 金 額 ④	④	
	65 万 円 - ② - ④ ⑤	⑤	650,000 <small>(赤字のときは0)</small>
	65 万 円 - ③ - ④ ⑥	⑥	0 <small>(赤字のときは0)</small>
特例適用後の必要経費の額	③がない場合 ③が⑤より少ないか同額の場合	①と⑥との いずれか 少ない方の金額 ⑦	
	③が⑤より 多い場合	② の 金 額 ⑧	
雑所得の額	③ と ⑤ と の い ず れ か 少 ない 方 の 金 額 ⑨	⑨	650,000

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほか農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額(青色申告特別控除額は含みません。)を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

・白色申告の場合は、收支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、收支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

確定申告の手引きの雑所得の「計算欄」の「その他の雑所得」の「必要経費⑨」欄に転記してください。なお、申告書第一表の「所得金額」欄の雑には、確定申告の手引きの雑所得の金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。